

令和4年第5回本巢市議会定例会議事日程（第4号）

令和4年12月20日（火曜日）午前9時 開議

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第58号 督促手数料を廃止するための関係条例の整備に関する条例について
- 日程第3 議案第59号 本巢市職員の高齢者部分休業に関する条例について
- 日程第4 議案第60号 本巢市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第61号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第6 議案第64号 市道路線の廃止及び認定について
- 日程第7 議案第70号 令和4年度本巢市一般会計補正予算（第9号）について
- 日程第8 議案第71号 令和4年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第9 議案第72号 令和4年度本巢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第10 議案第73号 令和4年度本巢市水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第11 議案第74号 令和4年度本巢市下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第12 議案第75号 土地の取得について（浅木地区企業用地）

本日の会議に付した事件

- 第1 諸般の報告
- 第2 議案第58号 督促手数料を廃止するための関係条例の整備に関する条例について
- 第3 議案第59号 本巢市職員の高齢者部分休業に関する条例について
- 第4 議案第60号 本巢市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第5 議案第61号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 第6 議案第64号 市道路線の廃止及び認定について
- 第7 議案第70号 令和4年度本巢市一般会計補正予算（第9号）について
- 第8 議案第71号 令和4年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 第9 議案第72号 令和4年度本巢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第10 議案第73号 令和4年度本巢市水道事業会計補正予算（第3号）について
- 第11 議案第74号 令和4年度本巢市下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第12 議案第75号 土地の取得について（浅木地区企業用地）
- 追加日程1 発議第3号 道下和茂議員に対する議員辞職勧告決議について

出席議員（15名）

- | | | | |
|----|------|----|------|
| 1番 | 高橋知子 | 2番 | 瀬川照司 |
| 3番 | 飯尾龍也 | 4番 | 片岡孝一 |

5番 高橋時男
7番 今枝和子
9番 河村志信
11番 鏝本規之
13番 臼井悦子
16番 大西徳三郎

6番 高橋勇樹
8番 高田浩視
10番 堀部好秀
12番 黒田芳弘
14番 道下和茂

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市 長	藤原 勉	副 市 長	大野 一彦
教 育 長	川治 秀輝	総 務 部 長	原 誠
企 画 部 長	高橋 誠	市民環境部長	村澤 勲
健康福祉部長	小椋 真二	産業建設部長	高木 孝人
林 政 部 長	高井 和之	上下水道部長	谷口 博文
教育委員会 事務局長	青山 英治	会計管理者	瀬川 清泰

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	内藤 睦雄	議 会 書 記	大久保 守康
議 会 書 記	山本 憲	議 会 書 記	後藤 謙治

開議の宣告

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの出席議員数は15人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

先ほど議会運営委員会の委員長の辞任願いがあったため委員会を開催し、委員長の辞任の了承及び新しい委員長が決定しましたので御報告いたします。議会運営委員会委員長 河村志信君。

以上のとおりであります。

日程第1 諸般の報告

○議長（大西徳三郎君）

日程第1、諸般の報告を行います。

各常任委員会からの報告をお願いいたします。

初めに、総務企画委員会の報告を委員長に求めます。

総務企画委員会委員長 高橋勇樹君。

○総務企画委員会委員長（高橋勇樹君）

それでは、総務企画委員会の報告をさせていただきますと思います。

12月13日午前9時から、本庁舎3階第1委員会室において総務企画委員会を開催しました。

委員会には委員6名が出席し、藤原市長、大野副市長、各所管部長のほか関係職員の出席を求め、付託案件4件、協議案件2件の審査を行いました。

初めに、総務部関係の付託案件である議案第58号 督促手数料を廃止するための関係条例の整備に関する条例についての審査を行いました。

次に、議案第70号 令和4年度本巣市一般会計補正予算（第9号）のうち、総務部会計課及び根尾総合支所に属する予算についての協議を行いました。

執行部からの補足説明後、協議に入りましたが、委員からの質疑はありませんでした。

続いて、企画部関係の付託案件である議案第59号 本巣市職員の高齢者部分休業に関する条例について、議案第60号 本巣市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第61号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についての3件について審査を行いました。

次に、企画部関係の協議案件である議案第70号 令和4年度本巣市一般会計補正予算（第9号）のうち、企画部に属する予算について協議を行いました。

執行部からの補足説明はなく、協議に入りましたが、委員からの質疑はありませんでした。

以上、総務企画委員会の報告といたします。

○議長（大西徳三郎君）

どうぞお戻りください。

続いて、産業建設委員会の報告を委員長に求めます。

産業建設委員会委員長 河村志信君。

○産業建設委員会委員長（河村志信君）

12月15日午前9時より、糸貫分庁舎2階特別会議室において産業建設委員会を開催しました。

委員会には委員6名が出席し、藤原市長、大野副市長、各所管部長のほか関係職員の出席を求め、付託案件1件と協議案件5件の審査・協議を行いました。

審査・協議の前に、現地視察として市道路線の廃止及び認定、（仮称）本巣PA周辺公園、根尾川サイクリングロード、山口頭首工の現場視察を行いました。視察を終えた後、会議を再開し、初めに、産業建設部の付託案件である議案第64号 市道路線の廃止及び認定についての審査を行いました。

次に、産業建設部の協議案件である議案第70号 令和4年度本巣市一般会計補正予算（第9号）のうち、産業建設部に属する予算についての協議を行いました。

執行部からの補足説明はなく、質疑を行ったところ、委員からは、岐阜農業経営者育成発展支援事業について、対象者の要件と8月のみが除かれている理由及び補助金の交付は4月に遡るのか。また、次年度以降は、補助対象となる新規就農者があるたびに、その都度補助することなのかがありました。次に、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業について、補助金が支払われる対象はなどの質疑がありました。

続いて、上下水道部関係の協議案件4件についての協議を行いました。

議案第70号 令和4年度本巣市一般会計補正予算（第9号）のうち、上下水道部に属する予算についての協議では、執行部からの補足説明はなく、質疑を行いました。委員からは、水道料金が値上げされましたが、新たな事業展開として漏水調査を許可されているのかなどの質疑がありました。

議案第72号 令和4年度本巣市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についての協議では、執行部からの補足説明はなく協議に入りましたが、委員からの質疑はありませんでした。

議案第73号 令和4年度本巣市水道事業会計補正予算（第3号）についての協議では、執行部からの補足説明はなく協議に入りましたが、委員からの質疑はありませんでした。

議案第74号 令和4年度本巣市下水道事業会計補正予算（第2号）についての協議では、執行部からの補足説明はなく、質疑を行いました。委員からは、節電への取組と今後の対策はなどの質疑がありました。

最後に、委員会として決定しました事項について申し上げます。

仏生寺地内排水路整備事業については、議会として一旦予算を認めているにもかかわらず、結果として工事が中止となったが、自治会からは事業の継続を求める意見もあり、行政と地域との言い分に相違があることから、委員会としましては、執行部に対し、その原因を追求するための調査委員会の設置を求めることとしました。

以上、産業建設委員会の報告といたします。

○議長（大西徳三郎君）

以上で諸般の報告を終わります。

なお、ここで先ほどちょっと言い忘れましたが、中日新聞社、また岐阜新聞社の記者が議会内について傍聴、また取材をしたいということでもあります。傍聴席から写真撮影は駄目ですけど、傍聴規程と同じことで、そのように記者に入場することを許可しておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

日程第2 議案第58号から日程第5 議案第61号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第2、議案第58号 督促手数料を廃止するための関係条例の整備に関する条例についてから日程第5、議案第61号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてまでを一括議題といたします。

議案第58号から議案第61号については、総務企画委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務企画委員会委員長 高橋勇樹君。

○総務企画委員会委員長（高橋勇樹君）

議長、すみません、ちょっと確認事項だけ。確認事項があるので、それだけ少しさせてもらっていいですか。

確認したいので、暫時休憩をお願いしたいんですけど。

○議長（大西徳三郎君）

それなら、暫時休憩します。

午前10時14分 休憩

午前10時15分 再開

○議長（大西徳三郎君）

それでは、再開をいたします。

総務企画委員会委員長 高橋勇樹君。

○総務企画委員会委員長（高橋勇樹君）

議案第58号 督促手数料を廃止するための関係条例の整備に関する条例について、審査の経過と結果について御報告いたします。

執行部からの補足説明はなく、質疑を行ったところ、委員から、督促手数料に関する前年度の実績はどの質問に対し、令和3年度の督促手数料の実績については、市税127万9,800円、国民健康保険税47万6,000円、後期高齢者医療保険料7万3,600円でしたとの答弁がありました。

続いて、廃止に伴う事務負担等の軽減内容はどの質問に対し、金融機関に関する督促手数料等の確認事項が来年度からなくなるため、金融機関で督促手数料を徴収できなかった場合、督促手数料

のみの納付書を再発行することとなるため、事務及び経費の軽減を図ることができます。また、市民も督促手数料のみを支払いに行かなくてはならないこととなるため、市民にも余計な納付の手間や負担がなくなりますとの答弁がありました。採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、報告いたします。

○議長（大西徳三郎君）

高橋君、引き続いて。

○総務企画委員会委員長（高橋勇樹君）

引き続き、議案第59号 本巣市職員の高齢者部分休業に関する条例について、審査の経過と結果について報告いたします。

執行部からの補足説明はなく、質疑を行ったところ、委員から、高齢者部分休業を選択され、勤務された場合について、退職金の上積みはされるのかとの質問に対し、高齢者部分休業で勤務する場合、職員として身分を引き継がれるため、退職金に上積みされますとの答弁がありました。

続いて、55歳ぐらいの人が退職した場合にも適用できるような部分休業等の制度を創設する予定はありますかとの質問に対し、現状では予定しておりませんとの答弁がありました。

続いて、高齢者部分休業からフルタイム勤務への変更は可能かとの質問に対し、フルタイム勤務への変更は可能ですとの答弁がありました。

高齢者部分休業で休業した部分にも給料は支給されるのかとの質問に対し、休業された部分は減額されますとの答弁がありました。

続いて、高齢者部分休業中にほかの仕事もできるのかとの質問に対し、家族の介護やボランティア等は可能ですが、兼業はできませんとの答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

引き続き、議案第60号 本巣市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告いたします。

執行部からの補足説明はなく、質疑を行ったところ、委員からは、制度について職員への周知や説明会の開催予定はどの質問に対し、制度の根幹について、庁内のイントラネットで説明する予定です。また、対象者には情報提供及び意思確認制度が新設されますので、職員が60歳になると前年度に対象となる者に処遇等の情報を提供し、意思を確認し、丁寧に対応していきますとの答弁がありました。

続いて、定員管理をどのように考えているのかとの質問に対し、新規職員の採用は組織として年齢のひずみがないように計画的に進め、役職定年等をされた方を含め、今後も定年管理を適切に進めたいと考えていますとの答弁がありました。

続いて、職員の数と人件費の増加は予測されているのかとの質問に対し、定年延長は令和5年4月から2年に1歳ずつ定年の年齢が上がって10年間で制度が終了することから、ピークの時期には約20人ほどが増加すると予測され、人件費につきましても、約700万円の7割の20人分ほどが増

加すると見込まれます。

続いて、人件費の増加について他事業への影響はどの質問に対し、人件費が増えることで市民を対象とする事業などに関わる経費が削減されることがないように努めてまいりたいと考えていますとの答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第61号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、審査の経過と結果について報告いたします。

執行部からの補足説明はなく、審査に入りましたが、委員からの質疑はなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、報告といたします。

○議長（大西徳三郎君）

それでは、議案第58号 督促手数料を廃止するための関係条例の整備に関する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

総務企画委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第58号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第58号 督促手数料を廃止するための関係条例の整備に関する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第59号 本巣市職員の高齢者部分休業に関する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

鏑本規之君。

○11番（鏑本規之君）

私はこの案件と次の案件については委員会付託に反対をした立場から、今委員長報告等々を聞いて

たところ、かなりの質疑応答があったということでございますので、これで私としてはよしとしたいと思います。質疑等々は私としてはありません。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第59号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第59号 本巢市職員の高齢者部分休業に関する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第60号 本巢市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第60号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第60号 本巢市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第61号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第61号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第61号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第6 議案第64号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第6、議案第64号 市道路線の廃止及び認定についてを議題といたします。

議案第64号については、産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過及び結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 河村志信君。

○産業建設委員会委員長（河村志信君）

議案第64号 市道路線の廃止及び認定について、審査の経過と結果について報告いたします。

執行部からは補足説明はなく、質疑を行い、委員から、真正3425号線について、舗装に一部補修が必要と思われる箇所が見受けられたため、舗装補修の条件をつけてほしいとの質疑に、執行部から、条件をつけ指導しますとの答弁がありました。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、御報告します。

○議長（大西徳三郎君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

産業建設委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第64号を採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第64号 市道路線の廃止及び認定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第7 議案第70号（質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第7、議案第70号 令和4年度本巢市一般会計補正予算（第9号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第70号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第70号 令和4年度本巢市一般会計補正予算（第9号）については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第8 議案第71号（質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第8、議案第71号 令和4年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第71号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第71号 令和4年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第9 議案第72号（質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第9、議案第72号 令和4年度本巢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第72号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第72号 令和4年度本巢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第10 議案第73号（質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第10、議案第73号 令和4年度本巢市水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第73号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第73号 令和4年度本巢市水道事業会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第11 議案第74号（質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第11、議案第74号 令和4年度本巢市下水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第74号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第74号 令和4年度本巢市下水道事業会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

鏑本君。

○11番（鏑本規之君）

動議を提出したいと思っております。

道下議員に対する辞職勧告決議の動議を提出したいと思いますので、議長におかれましては、書類を準備するために暫時休憩をお願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ちょっと暫時休憩します。

午前10時31分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（大西徳三郎君）

それでは、再開をいたします。

日程第12 議案第75号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第12、議案第75号 土地の取得について（浅木地区企業用地）を議題といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

高田議員。

○8番（高田浩視君）

本件につきましては、土地の所有者の中に私及び近親者が含まれております。これは地方自治法第117条の規定に該当し除斥となります。審議に影響を及ぼすといけませんので、ここで退場させていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

はい、許可します。

ただいまの発言のとおり、地方自治法第117条の規定により高田浩視君の退場を求めます。

〔8番 高田浩視君 退場〕

それでは、藤原市長に提案理由と説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、本日追加上程させていただきました議案につきまして御説明を申し上げたいと思います。

議案第75号 土地の取得について（浅木地区企業用地）でございます。

浅木地区企業用地の取得について、売買契約を締結するに当たり、本巢市議会の議決に付すべき契約及び財産の所得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、産業建設部長から御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして御議決賜わりますようお願いを申し上げます。

○議長（大西徳三郎君）

議案第75号の補足説明を高木産業建設部長に求めます。

高木部長。

○産業建設部長（高木孝人君）

それでは、議案第75号の土地の取得について補足説明をさせていただきます。

追加議案書の1ページ、2ページ及び追加議案の概要1ページから3ページを御覧ください。

今回取得する土地につきましては、本市が浅木地区に進出希望のある企業の要望を聞き、企業用地を造成するオーダーメイド型企業用地造成事業の用地として取得する土地でございます。

土地の所在につきましては、本巢市浅木字西ノ筋334番ほか15筆でございます。

面積につきましては、総面積3万2,236.21平方メートルでございます。

現況地目は田で、取得価格は総額3億6,048万4,132円で、そのうち土地購入費が3億5,459万8,310円、物件移転等補償費が588万5,822円でございます。

契約の相手方は、本巢市浅木80番地1、小林茂氏ほか17名で、所在地別の面積及び所有者につきましては、追加議案書2ページの別紙に掲載してございますので、よろしく願いいたします。

この企業用地につきましては、12月2日までに全ての土地所有者全員と土地売買に関する仮契約を結ぶことができましたので、本契約を締結するに当たり、今回、議会の議決をお願いするものでございます。

補足説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

[挙手する者あり]

鏑本規之君。

○11番（鏑本規之君）

今、追加された議案ですので、少しお聞きをいたします。

この工場拡張という形で、今その工場の南側に当たる土地を取得するという案件でありますけれども、この件については以前から提案をされていて、計画もされていたことでもありますけれども、真ん中の通称農道と言われる道路の廃線について地域からの反対ということがあって、そして結果としては、この事業が一旦中止ということになったと思っております。

その後、議員、また執行部の方たちが反対された地域の住民に対してお願いをするなり、また企業に対して、本巢市のためになるからということをお願いをして、結果としてこの農道をなしにしてもいいというような結論をいただいたということで議会にも報告がありました。

また、議会のほうでもそのことは認めたわけでもありますけれども、報告があって、結果としてさきの産業建設委員会の中においてでも、予算まで組んで中止になった仏生寺の水路の件もありますので、改めてお聞きをするわけでもありますけれども、そういうことはないということを確認してよろしいかお尋ねをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問に対して高木産業部長に答弁を求めます。

高木君。

○産業建設部長（高木孝人君）

それでは、ただいまの御質問でございますけれども、本事業は企業側と市のほうが、あくまでも協力しながらオーダーメイド型という形で事業を進めさせていただいております。本市におきましても、企業、また地元との調整によりまして、中の市道になりますけれども、こちらのほうの廃止という形で今後計画を含めながら進めさせていただきたいというふうに考えております。あくまでも関係機関としっかり調整をさせていただきながら、事業をしっかり進めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

[挙手する者あり]

○議長（大西徳三郎君）

鏑本君。

○11番（鏑本規之君）

私が改めてお聞きをしたのは、この農道と言われる、開発される道路の東西にある農道の件について、私たちが黒田議員はじめ、今議長になっている大西議員等々で、この地域の方が農道について反対をしたということで、一旦中止というような棚上げになった経緯がありまして、今言うように大西議員、また黒田議員、私も含めて地域の方をお願いをする、また企業の方に何とか白紙撤回の撤回を求めたという経緯があって、そしてさきの議会の中において、この農道の廃止ということも決定をされたわけでありまして、さきの質問のように予算まで全てつけた後で、仏生寺水路拡張工事等々において中止になった経緯がありますので、念のためということでお聞きしたわけでありまして。地域の方においては、この農道と言われる道路を廃道とすることについては、きちんと同意をされているのか、改めてお聞きをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問に対して高木産業建設部長に答弁を求めます。

○産業建設部長（高木孝人君）

それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

今回の事業に関しましても、地元の自治会のほうからも承諾書をいただいておりますので、事業をしっかり進めていきたいというふうに考えております。よろしくお願いたします。

○11番（鏑本規之君）

結構です。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第75号については、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第75号は委員会付託を省略することに決定いたしました。
これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第75号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第75号 土地の取得については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第75号 土地の取得についての審議が終了いたしましたので、高田浩視君の入場を許可いたします。

〔8番 高田浩視君 入場〕

以上で、本会議に提出された議案は全て終了いたしました。

〔「暫時休憩」と呼ぶ者あり〕

それなら、暫時休憩をお願いします。

午前10時47分 休憩

午前11時21分 再開

○議長（大西徳三郎君）

それでは、再開をいたします。

〔挙手する者あり〕

河村志信君。

○産業建設委員会委員長（河村志信君）

先ほどの産業建設委員長としての報告に、ちょっと私の誤認がございましたので……。

〔「諸般の報告です」と呼ぶ者あり〕

諸般の報告でちょっと誤認がありましたので、訂正させていただきたいんですが、よろしいでしょうか。

○議長（大西徳三郎君）

はい、どうぞ。

○産業建設委員会委員長（河村志信君）

先ほどの委員長報告の中で、委員会として決定しました事項について申し上げますという部分で、仏生寺地内排水路整備事業について、議会としては一旦予算を認めているにもかかわらず、結果として工事が中止となったが、自治会からは事業の継続を求める意見もあり、行政と地域の言い分に

相違があることから、委員会としましては、執行部に対し、その原因を追求するための調査を求め
ることとしましたというふうに訂正をお願いしたいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

はい、分かりました。

○産業建設委員会委員長（河村志信君）

誤認があったことについてはおわび申し上げます。

○議長（大西徳三郎君）

分かりました。

○産業建設委員会委員長（河村志信君）

訂正をよろしく願います。

○議長（大西徳三郎君）

ただいま産業建設委員長から、冒頭の諸般の報告にちょっと誤りがあったということで訂正があ
りましたので、よろしく願いをいたします。

それでは、先ほど鏝本議員からありましたけど、11番 鏝本規之君は動議の趣旨説明をお願いい
たします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

鏝本規之君。

○11番（鏝本規之君）

道下議員に対する議員辞職勧告決議の動議を提出したいので、よろしく願いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいま鏝本規之君から道下和茂議員に対する議員辞職勧告決議の動議が提出されました。地方
自治法第117条の規定により、議席番号14番 道下和茂君の退場を求めます。

〔14番 道下和茂君 退場〕

この動議は会議規則第15条の規定により、提出者のほかに1名以上の賛成者が必要です。賛同を
される方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

11番 鏝本規之君から提出されました道下和茂議員に対する議員辞職勧告決議は、所定の賛成者
ありますので動議は成立しました。

議事の都合により暫時休憩いたします。

午前11時25分 休憩

午前11時41分 再開

○議長（大西徳三郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。道下和茂議員に対する議員辞職勧告決議の動議を日程に追加し、追加日程1とし

て直ちに議題にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、道下和茂議員に対する議員辞職勧告決議の動議についてを日程に追加し、追加日程1として直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程1 発議第3号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

追加日程1、発議第3号 道下和茂議員に対する議員辞職勧告決議についてを議題といたします。提出者に説明を求めます。

11番 鏑本規之君。

○11番（鏑本規之君）

それでは、道下和茂議員に対する議員辞職勧告決議について提案をするものであります。

理由について今から発言をさせていただきます。

道下和茂議員においては、文字どおり、議会の運営について協議し、円滑な議会運営を期するために編成されている議会運営委員会で、しかもその委員長という立場にありました。

道下和茂議員は、委員長として令和4年11月1日開催の第11回議会運営委員会における堀部好秀議員に対するパワーハラスメントに関わる協議結果について、令和4年11月10日開催の令和4年第4回本臨時議会において提案された堀部好秀議員に対する議員辞職勧告決議の審議において、事実とは異なる内容の発言を行ったものである。

これは事実を曲げるという虚偽の発言であり、到底許されることのない行為であるとともに、市民の負託を受け、議会運営を取り仕切る議会運営委員長としてあるまじき行為であるとともに、議員としてもあるまじき行為である。

また、さきに議会運営委員長の席を自ら辞任をしましたが、内容については一身上のという発言であり、議員各位において、その当時の議会運営委員会の会議録を議長の命により配付した後、皆さんにその旨を読んでいただき、そしてその中において、道下議員から反省の弁等々があれば、今回、道下議員に対して提出する議員辞職勧告決議は出されなかったかと思えますけれども、休憩中とはいえ反省の弁が一言も発せられなかったことにおいて、市民から負託を受けた代表者としての信頼に応える議会であるため、いまだ反省のない議員のためにも議会の規律を正し、その秩序維持と信頼構築のため、自ら議員を辞してけじめをつけられることを勧告するものである。

以上決議する。

令和4年12月20日。以上であります。

○議長（大西徳三郎君）

鏑本規之君は一度自席にお戻りください。

ただいま除斥されております議席番号14番 道下和茂君から、地方自治法第117条ただし書の規定により、会議に出席して発言したいとの申出があります。

お諮りします。この申出のとおり会議に出席して発言することを許可したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会議に出席して発言することを許可することに決定しました。それでは、議席番号14番 道下和茂君の入場を許可し、発言を許します。

〔14番 道下和茂君 入場〕

○14番（道下和茂君）

ただいま私の議員辞職勧告決議が出されましたので、3点の理由について弁明させていただきます。

私の発言は会議録が全てでございますので、会議録を見ていただければ分かると思いますが、要点だけ弁明させていただきます。

1つ、議会運営委員会でパワハラと認定されたことを本会議の中で決定されていないと発言があったとする理由。2つ目に、専門家も交えた中で両者の意見を公平に聞き、慎重な判断が審議されることが重要であるとの発言については、専門家と呼ぶのは委員長権限で呼ぶことができる案件であり、あたかも委員会が呼ばなかったような発言があったとする理由。3点目が、採決を採らなかった理由。この3点につきまして、私の一身上の弁明をさせていただきます。

まず1と2でございますけど、委員会では委員長として賛否は採っておりませんので、ここで決定したわけではございません。はっきりとっておきますと発言をいたしております。また、今日は欠席者もお見えです。この重要な問題を採決しなくても、議員自らパワハラへの疑いを持たれる方は、辞職勧告決議を発議されるのは自由でございますと委員会では発言をしております。したがって、議会運営委員会では、パワハラがあったと決定はいたしておりません。ただし、辞職勧告決議においては議員の権利でございますので、パワハラがあったと思われる方は、議員権利を行使して動議を出していただくのは自由でございますというふうに私は言ったつもりです。

それから、賛否を採らなかったのは、辞職勧告決議を委員長が提案者になることや、議会運営委員会で決定することは議員の身分や名誉に関する問題であり、委員長としてパワハラがあったと判断することは、専門家も交えた中で両者の意見を公平に聞き、慎重な審議をされることが重要との思いから、議会運営委員会では、今日は欠席者もお見えです。この重要な問題を採決しなくても、委員自ら発議されるのは自由でございますのでと委員長発言もしております。

また、専門家を交えた中での発言は、パワハラと認定することは専門家も交えた中での判断が望ましいとの思いから発言したものであり、委員会が専門家を呼ばなかったと取られるのは、これは解釈上の問題であり、委員長としては権利の行使を行うのであれば、委員会の了解の下にお呼びするのが当然かと考えております。

議会運営を行う上で、委員長として私は適切に判断させていただいたつもりでございますが、議員辞職勧告決議案が提出されましたことは、私としては不徳のいたすことと、今朝委員長職を辞させていただきます。ただし、議員は、任期を市民の負託に応えるため頑張ってまいりたいと考え

ております。よろしく願いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

発言が終了いたしましたので、議席番号14番 道下和茂君の退場を求めます。

[14番 道下和茂君 退場]

それでは、提出者11番 鏝本規之君は再度登壇願います。

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

10番 堀部君。

○10番（堀部好秀君）

道下和茂議員に対する議員辞職勧告決議、この案について質問したいと思います。

この決議案の文章の中ほどに、事実とは異なる内容の発言を行ったものということが記載してあります。これについての説明をお願いしたいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

鏝本君。

○11番（鏝本規之君）

事実と異なるということについてお話をいたします。

議会運営委員会の中において、4名の委員でいろいろ協議をいたしました。その中においては、参考人という人、またいじめられたという人、またいじめたという堀部議員にも参加をしていただき、それなりの理由、また経緯について説明を求めました。

議員各位におかれましては、その議事録に記載されているとおりの発言があったわけでありまして、その中において3名の議員がその話を聞き、内容を精査し、そしてパワハラと認めたわけでありまして、専門家を呼ぶにしても呼ばないにしても、議員として、また委員としてパワハラを認めたわけでありまして。

そのことは委員長を除く3名が決定をしております。また、3名の議員はこのことについてどのように対処したらいいのかということについても慎重に議論をいたし、ルール上からいって、堀部議員に対するパワハラ行為を認定した以上、辞職勧告決議しかないという結論に至り、そのことも決定をしたわけでありまして。

その中において委員長である道下和茂委員長は、自分は思うところがあってという言い方をさせてもらいますけれども、審議の中において、議事録にきちんと記載されているか否かは別として、議員辞職勧告決議を出されることは、明日は我が身であるというような発言を多々しておりました。明日は我が身とはどういうことかということも議員各位においてはよく考えていただきたいと思っております。

そして、そういう中において道下議員は、堀部議員に出される辞職勧告決議に賛同者としてサインをすること、自分の名前を記すこと、また提出者として名前を記すことについてはできないとい

うことを述べられましたので、参加した委員はそのことを承知しました。議事録を読んでいただければよく分かります。

○議長（大西徳三郎君）

ちょっと待ってください。

12時が回りましたけど、引き続いてこのまま会議を続けます。

鏝本君。

○11番（鏝本規之君）

どこまで言ったかな。私は帳面を書いてありませんので、思ったことを正直に言いますので、文章が書いてない。

続けて言います。

委員長として名前を記すことについては、書かないということも発言をされましたので、参加した委員はそのことについても了承をいたしました。ですので、議事録をよく読んでいただけると分かるかと思えますけれども、堀部議員にはパワハラ行為をしたということが当委員会の中では決定をされた。そして、辞職勧告決議を出すということもその中で決定をされた。そして、道下和茂委員長の名前を記さないということも決定をされた。この3つは議会運営委員会の中で決定事項となったわけであります。

確かに採決は委員長権限でなすべきものでありますけれども、あえて採決を採らなかったというのは、採決を採れば、出席議員3名が賛成をすることが明らかであったので採決を採らなかったものと推測するわけであります。

議事録を最初から最後までよく読んでいただければ、議長から付託された案件について、当初からその案件についての責任を放棄したような委員会の進め方であったことについても、出席した議員の一人としていかがかと思うわけであります。

その中で決定したことについて、今、堀部議員からの質問についてお答えをしたわけであります。決定事項は採決を採らなくても、その委員会の中の総意として決定したことだと私は解釈しておりますので、その中において道下議員は採決を採っていないから決定していないというような発言、さきの一身上の弁明の中においてもそのような発言をされておりますので、私はそれは虚偽だという形で提案理由の中に入れさせていただいたわけであります。答弁になっていないようであれば、また再質問をしていただいて結構でございます。

[挙手する者あり]

○議長（大西徳三郎君）

10番 堀部君。

○10番（堀部好秀君）

今、鏝本議員の思いで採決は採っていないけど決定をされたということを言われましたけど、やっぱり議会、委員会というものは採決を採って審議内容を決定するものだというふうに思っております。また、これは当初、議長からの付託を受けて議運が審議した案件であります。やっぱり付託

案件については採決を採って決定するのが基本だというふうに思っておりますので、私はこれについては、事実と異なる内容の発言を行ったということには当たらないと思います。

○議長（大西徳三郎君）

鏑本君。

○11番（鏑本規之君）

これは委員長の権限であります。採決を採るか採らないかは、委員では採決は採れません。委員長である人が採決を採るのがルール上そうなっているけれども、今の堀部議員の発言からすると、採決を採らなければ全てそれは決定事項ではないということになれば、私も議長もやった経験もありますし、そのときに悪意を持って採決をしなかったら、この議会というものの成り行きが成り立たなくなるということでありまして、これは議員各位の認識の違いということで解釈をさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

○議長（大西徳三郎君）

10番 堀部君。

○10番（堀部好秀君）

私はあくまでも採決をもって結論を出すべき、またこれは先ほども言いましたけど、議長からの付託案件でありますので、採決は必ず必要だというふうに思っております。議事録、これを何回も熟読させてもらいましたけど、鏑本議員からの採決の申込みの発言はありましたけど、ほかの委員からの採決を望む声はあったのかないのかお聞きをします。

○議長（大西徳三郎君）

鏑本君。

○11番（鏑本規之君）

採決を採るように再三求めましたが、委員長は採決を採る意思を示しませんでしたので、他の委員から求めても同じ結論だということで質問をしなかったわけであります。その程度のことについては、議員は議員の自覚の中において承知をするべきものであると思っておりますので、これは議員としての認識の違いというふうに思っておりますので、そういうことについての答弁は、堀部議員からの質問はこれ以上しても無駄だと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

1番 高橋知子君。

○1番（高橋知子君）

今回の辞職勧告決議がなぜ出されたかというところで、先ほど堀部議員が質問されたように、事実とは異なる内容の発言を議会でされたのでというところがポイントだとは思いますが、先ほどの道下議員の発言の中で、私も議運の議事録は読ませていただいたんですけど、先ほど

道下議員の発言にあったように、議事録の途中で道下議員が、決定したわけではございませんとはっきりと言っておられるんですけども、最後のところで、これはパワハラという形の中で皆さんがそれらしきものがあったという判断をされて、じゃあ辞職勧告決議しか最終的にないだろうということでございましたので、それは皆さんで進めていただければ結構だというふうに言ってみえるんですが、このことに関して、パワハラがあったというふうに議運の中で決定したというところと、辞職勧告決議を出すことを決めたということが道下議員の中では別のことになっているんですが、話を伺っていると、鏗本議員の中では、パワハラがあったと認定することと辞職勧告決議を出すというふうに決めたということが同じになっているんですけども、パワハラがあったというふうには、議運の中ではそういった言葉は出てきていないんですが、堀部議員の辞職勧告決議を出すことを議運で決定されたことと、議運の中で堀部議員にパワハラがあったということと一緒にして判断していいのか、どっちなのがちょっとよく分からず、また今日は11月10日の議会の中の議事録はないので、本当に虚偽の発言をされたのかどうなのか、先ほどの道下議員の発言を聞いて、道下議員の中ではそこが別になっていたのも、それが虚偽かどうかをちょっと今判断することが難しいなというふうに思ったんですが、その違いというところはどのように思われますか。

○議長（大西徳三郎君）

鏗本君。

○11番（鏗本規之君）

今、質問があったことについてお答えをいたします。

まず、冒頭に道下議員から一身上の弁明がありました。その弁明の中に本会議での答弁等々についてのことが記載され、発言をされております。ですから、今、高橋知子議員からの質問の中にあつた虚偽の報告、虚偽のところがあつたということにそれは触れているわけでありますから、何が虚偽になるかということについて説明をさせていただきます。

まずパワハラを認めたか否かということと、議員辞職勧告決議が一緒になっているというふうな質問でありましたけれども、パワハラがなければ議員辞職勧告決議は出さなかった、出す必要もない。ですので、パワハラがあつたか否かということが、まず先に問われたわけであります。そして、パワハラというものはどういうものかということは、議員各位承知しておられると思いますけれども、国のほうからの一定の決め事としてパワハラはこういうものであるということが記載されております。本人が心の痛み、肉体的な痛み、また精神的な痛みを被つたという発言があれば、それをパワハラとみなすというふうなことが記載されていたかと思ひます。私はそのように記憶をしております。また、会社、もしくは職場の中の雰囲気悪くするような行為においてもパワハラと認められております。

このパワハラというものについての認識は、人それぞれによって多少の違いはあるだろうと思ひますけれども、私の思い、また参加をした3名の議員は、堀部議員の行った行為については、本人が心の痛みを感じているという訴えをした以上、当然パワハラとみなすべきであると解釈したわけであります。

私の経験上から言わせてもらえば、学校の先生にびんたを張られる。これは肉体的に痛いもの
でありますけれども、受けるほうが僕のためを思ってびんたを張ってくれたなあと思えば、心の痛
みはなくなるわけであります。精神的な痛みはなくなり、逆に気持ちのいいということになるわけ
であります。けれども、憎しみを持ってたたかれたものについては、当然心の痛みを感じ、そのこ
とが10年先、20年先、30年先までも尾を引くわけであります。

肉体的な痛みは同じ痛みでありますけれども、精神的な痛みと心の痛みにおいては天と地の違い
があるというふうに感じております。ですので、私としては訴えてきた人間、その人間の心情を思
えば、当然パワハラと認めたわけであります。そしてパワハラを認めた以上、また3人の出席委員
もそれを認めたわけであります。

だとするならば、議会ルールの中において、この議場の中で行われた行為ではありませんので、ま
たそういう行為が行われて3日以上がたっていますので、懲罰委員会等々とか、そういうものがで
きませんので、場外ということのできるものとして、議員としてできるものは何かということに判
断した結果として、辞職勧告決議がいいであろうということになって、そのことをよしとしたわけ
であります。ですので、ひっつけてしたわけではなく、パワハラがあってやむなく議員辞職勧告決
議をしたということでありますので、そのような答弁をさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

提出者は議席へお戻りください。

○11番（鰐本規之君）

議員各位におかれましては、よく考え、そして議員としての責務を果たすようお願いをして私
の提出者としての説明を終わります。

○議長（大西徳三郎君）

お諮りします。ただいま議題となっております発議第3号については、委員会付託を省略したい
と思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第3号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

10番 堀部好秀君。

○10番（堀部好秀君）

ただいまの発議第3号 道下和茂議員に対する議員辞職勧告決議、これに反対の立場から討論に
参加させていただきます。

今、この決議文書を拝見させていただきますと、先ほども申し上げましたけど、一番のポイントとなるのは、審議において事実とは異なる内容の発言を行ったからということがこの決議を提出した最大の理由になっていると思われま。しかしながら、議会や委員会において審議されること、これはやっぱり採決をもって正式な結論、決議事項になるというふうに私は思っております。

また、先ほども言いましたけど、これは議長からの付託を受けて議運で審議したことでもあり、付託案件は採決を採って結論づけるというふうなこともありますので、採決を採っていない以上、決定と言わないことには、これはもう何回この議事録を読んでも採決を採ったとは1行も書いてありませんので、これは採決を採っていないということは議運として決定をしていない、これは間違いのない事実だというふうに私は思います。

先ほども産業建設委員長の報告にもありましたけど、やっぱり採決を採っていないと、その内容というのは各議員の思い思いの内容がありますので、ああいう間違いも起きるように思います。やはり採決を採っての結論でありますので、この決議書に書いてある異なる内容の発言を行ったというふうには絶対に言えないと思いますので、この決議には反対とさせていただきます。皆さんの御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいま反対の発言がありました。原案に賛成の発言はありますか。

[挙手する者あり]

高田議員。

○8番（高田浩視君）

すみません、賛成の立場で発言させていただきます。

私、議運の副委員長で採決を採らなかった、採れなかったことに対して、自分に対して大変なミスをしてきたと今つくづく反省しております。

ただ、私、そこに参加させていただいた中で、3人の委員が、議員が職員に対してその職責、私たちの職務の範疇を超えて職員さんに大変ストレスを与えた、恐怖を与えたという事実は、その中で委員長を含めて僕は認識していたというふうに理解をしておりました。そのことに関しては何か行動しなければいけないということで、確かにそこにミスはあると思います。私もそこで何分未熟なものですから採決を採れませんでしたけど、当然4人のうち3人の委員がそういう意見を同意しておりますので、これは同意を得ているものだというふうに判断してしまいました。その辺に関しては自分も大変反省したいと思います。

ただ、私はそのことをもって議場において議員の辞職勧告決議案に賛成させていただいたんですけど、全くその部分を取って反対するというのではなくて、やっぱりこの行為そのものを僕たちは反省すべきというところをつくづくあると思います。今後前を向くためにも、こういうことはしっかりはじめをつけて、自分に私も降りかかる可能性もあります。私も含めてしっかり意見をするためにも、こういう行為を自分に戒めるためにも、しっかり反省の意味を持ってこれに賛成させていただきたいと思います。以上です。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者あり]

高橋勇樹議員。

○6番（高橋勇樹君）

それでは、ただいま道下和茂議員に対する議員辞職勧告の決議に関しての反対の立場での発言をさせていただきます。

今回、提出された案件を見ると、先ほど堀部議員からもありましたけれども、虚偽の発言があったというところだったりとか、真実と異なる内容の発言があったというところが争点であり、これに対して議事録ですとかそういったものを拝見させていただくと、お互いの受け取り手だったりとか、発言者に対してからの気持ちもちよっと行き違いもある、捉え方の違いも非常にあるかなというところで、これは虚偽には当たらないのかなというふうに思いました。

それにつけましても、もう少し書類がいただきたいというのがありますし、今回の虚偽の発言に対して、辞職をするまでもないのかなというふうに私は感じます。そこは議長からの嚴重注意だったりとか、委員会内でもそれはまずかったんじゃないのかだとか、そういうこともありますし、けじめという意味でも、今日委員長の職を辞されたということで、議会内の混乱を招いたかもしれないということで辞職されているのかもしれないけれども、そういったけじめがつけられたんじゃないかなということで、辞職までのことは要らないんじゃないかなというふうに私は思います。

そういった意味で、私は今回、この決議案に関しましては反対をさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（大西徳三郎君）

ただいま反対の意見がありましたけど、賛成の御意見はありますか。

[挙手する者あり]

高橋時男議員。

○5番（高橋時男君）

私は議運のメンバーでもございませんし、あくまでこのいただきました議事録と道下議員の発言を比較して判断をするしかないというふうに思っております。何度もこの議事録をいただいてから読ませていただきまして、50ページの中段のところですね。皆さん、そういう形でよろしいですかというふうに道下委員長が発言をされておまして、はいと呼ぶ声もあったというふうに書かれてあることが1点。このやり取りというのは議決ではないのかなというふうに思っておりますし、その後、鏗本議員のほうから、まとめると、議員辞職勧告決議は出すけれども、その中の提案者としては議会運営委員長として名を連ねることは、提案者として名を連ねることは辞退したいという申出があったと。それに対して、委員各位はそれでよろしいですかということを今聞かれたけれども、それでいいですか。それで道下委員長が、だから、よろしいということですので、私はそういう形で進んでいただければいいと思いますというふうに記載されておりますので、辞職勧告決議

がこの議運の中の総意ではないかというふうに判断しております。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに討論のある方。

〔挙手する者あり〕

高橋知子君。

○1番（高橋知子君）

私はこの議員辞職勧告決議に反対討論します。

先ほど質疑の中でもお聞きしたんですが、パワハラを認定することと、辞職勧告決議を出すということが、道下議員御本人の中で恐らく一緒になっていないということと、議会の反対討論の議事録をまだしっかりと確認していないので、この日本語の自分たちが話している言葉と、議事録になってちゃんと読んでいる言葉と、やはりそのときの認識の仕方が違うとは思うんですけども、今まだここで、この発言が虚偽なのかどうか私には判断しかねるというか、もし11月10日の議会の反対討論の議事録と比べて本当に虚偽があったのであれば、その虚偽についてのところをしっかりとお認めになって議会で訂正していただければと思いますので、辞職勧告決議には反対します。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに。

〔挙手する者あり〕

瀬川君。

○2番（瀬川照司君）

すみません。議員辞職勧告決議の審議において事実と異なる、要は虚偽の発言をされたということに関しては、辞職勧告をされても致し方がないのかなというふうに認識しております。

ただし、先ほど鏗本議員が言われたように、多分認識の違いだったり、見解の相違だという部分があるのかなと思いますので、本来はきちんとした説明をできればお二人でしていただいて、すり合わせなり、考え方の違いについてお話していただければよかったのかなというふうに思っております。以上です。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに討論はありませんか。いいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、これで討論を終わります。

これより発議第3号を採決します。

発議第3号を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。起立7名であります。御着席いただきます。したがって、発議第3号 道下和茂議員に対する議員辞職勧告決議については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議員番号14番 道下和茂君の入場を許可します。

[14番 道下和茂君 入場]

道下和茂君に申し上げます。

ただいま道下和茂議員に対する議員辞職勧告決議については、原案のとおり可決されましたので報告いたします。

閉会の宣告

○議長（大西徳三郎君）

以上で、本会議に提出された案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和4年第5回本巢市議会定例会を閉会といたします。23日間にわたりまして大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後0時33分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 大 西 徳 三 郎

署 名 議 員 飯 尾 龍 也

署 名 議 員 片 岡 孝 一